

所得税 市・県民税

申告はお早めに

今回は、2月16日(土)確定申告の開始です。市・県民税の申告は、2月15日(金)までです。3月15日(金)までです。お早めに手続きしてください。

市役所で受け付ける申告内容

ら、納税者ご自身で作成してください。その際、申告内容に応じた源泉徴収票等の必要書類・筆記用具・計算用具・前年の申告書の控えなどを持参してください。

※市役所会場には限りがあり、待ち時間が長くなる場合がございますので、早めに手続してください。

※市役所へのご提出は、必ずお早めにご提出ください。

※混雑時は、受付終了時間が早まる場合があります。

※国・自治体関係なく、2月20日(土)3月6日(土)の市役所土曜開庁日午前中に限り、市民税課窓口で申告書の提出受け付けのみ実施。作成指導は行いません。

※会場 市役所40会議室

△対象 給与や公的年金などの収入のある方、雑・一時・配当所得などを含む分離課税を選択した方は、申告書の提出を受け付けてください。

△会場 市役所40会議室

所得税の確定申告

2月16日(土)～3月15日(金) 市役所でも受付
大和税務署(☎262・9411)



所得税の申告期間は、2月16日(土)～3月15日(金)です。大和税務署では2月21日、28日も申告相談と受け付けを実施。

納税申請 給与や所得税が天引きされている方は、年末調整で税額が精算されているため申告は不要です。

生命保険の満期金や保険解約返戻金は、一時所得として課税されます。

医療費控除 納税者が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の病気治療や、出産の際に支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が20万円未満の場合はその金額の5%)を超えた場合は、控除の対象になります。

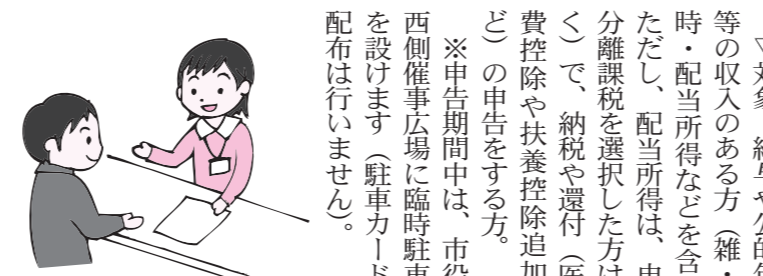
2年の途中で退職 年の途中で退職し、その後就職しなかった方は、所得税が納め過ぎになっていることが多く、この場合は還付申告ができます。

給与の年末調整後に追加する控除がある 養親族の追加や、社会保険料の提出し忘れなど、各控除に追加がある場合、還付申告ができます。

災害や盗難に遭った 地震や落雷、火災などの災害や、盗難などによって住宅や家財に損害を受けた場合は、必要書類を提出して還付申告ができます。

確定申告とは... 確定申告とは、前年1年間(1月1日～12月31日)の所得とそれに対する所得税額を計算して、税務署に申告し、納税する(または還付を受ける)手続きのことです。

確定申告は、納税者本人が確定申告書を記入作成する「自書申告」を推進しています。あらかじめ作成できている方は、市役所会場でも所得税の確定申告書の作成指導・相談を行います。



確定申告 確定申告は、市・県民税の申告が必要とされている方は、申告書を送付する必要があります。

還付申告 給与や公的年金などから源泉徴収された税額があり、その金額が正規の税額より多いときは、申告によって納めすぎた税金が戻ってきます。

市・県民税の税率 市・県民税は、前年の所得金額に応じた「所得割額」と、一定額の「均等割額」を合算した額で課税します。

市・県民税の申告は、2月15日(金)までは市民税課窓口で、16日(土)からは市役所40会議室で受け付けます。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告

3月15日(金)までに手続きを
市民税課(☎235・8594)

確定申告は、市・県民税の申告が必要とされている方は、申告書を送付する必要があります。

還付申告 給与や公的年金などから源泉徴収された税額があり、その金額が正規の税額より多いときは、申告によって納めすぎた税金が戻ってきます。

市・県民税の税率 市・県民税は、前年の所得金額に応じた「所得割額」と、一定額の「均等割額」を合算した額で課税します。

市・県民税の申告は、2月15日(金)までは市民税課窓口で、16日(土)からは市役所40会議室で受け付けます。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税の申告は、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生」に係る超過課税(県民税所得割0.025%)が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

市・県民税 平成22年度から変わります

市・県民税住宅借入金等(住宅ローン) 特別税額控除が拡充

住宅ローン控除を含む年末調整が済み、勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票の写し)の提出がある方の場合、申告は不要です。また、11年から18年までの間に入居し、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済み、勤務先から市へ給与支払報告書の提出があり、税源移譲に伴う経過措置として市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けていた方も、申告は不要です。

上場株式等の配当所得・譲渡所得等に対する課税を見直し

22年度分以後の市・県民税について、上場株式等に係る譲渡損失と、「申告分離課税」を選択した上場株式等に係る配当所得との間で、損益通算を行うことができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失金額については、翌年以後3年間にわたって、株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る配当所得の金額から、繰越控除することができます。

事業所得 申告分離課税選択の配当所得 譲渡所得等は 大和税務署へ

市役所会場では、事業(営業等・農業、不動産)賃収入・駐車場収入等、譲渡所得(土地、建物)および株式等の譲渡所得、損失申告、青色申告、申告分離課税を選択する配当所得や、平成20年分以前の申告相談は行いません(記載済みで提出のみの方は収受します)。申告をする方は、大和税務署へ。

確定申告とは...

確定申告とは、前年1年間(1月1日～12月31日)の所得とそれに対する所得税額を計算して、税務署に申告し、納税する(または還付を受ける)手続きのことです。確定申告に必要な主な書類は、市民税課でも配布しています。なお、贈与税や消費税申告書等については、大和税務署へ直接お問い合わせください。

ご利用ください

e-Tax 国税庁HP 税務署では、インターネットを利用して確定申告をするe-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています。このシステムを利用して確定申告を行うと、税額控除を受けることができます(平成19年および20年分まで本控除の適用を受けた方は除く)。詳細は税務署にお問い合わせください。

